



島根県報

令和元年12月13日（金）

号外 第 8 4 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

(廃棄物対策課) 2

公布された条例等のあらまし

◇廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則（規則第49号）

1 規則の概要

- (1) 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う引用する条項及び様式の整理（第5条・第9条の2・様式第1号・様式第4号・様式第9号の3・様式第10号—様式第12号・様式第25号の4・様式第25号の5）
- (2) その他規定及び様式の整理

2 施行期日

令和元年12月14日から施行することとした。

規 則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月13日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第49号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成15年島根県規則第101号）の一部を次のように改正する。

第3条第8項中「第9条の3第4項ただし書」を「法第9条の3第4項ただし書」に改める。

第5条第2項第1号オ及び同項第2号ク中「ヌ」を「ル」に改める。

第9条の2第1号中「又は第10条の24」を「、第10条の10の3の2第1項、第10条の24又は第10条の24の2第1項」に改め、同条第2号中「又は第12条の11の3」を「、第5条の5の3の2第2項、第12条の11の3又は第12条の11の3の2第1項」に改める。

様式第1号、様式第4号、様式第9号の3及び様式第10号中「第7条第5項第4号チ」を「第7条第5項第4号リ」に改める。

様式第11号中「第7条第5項第4号リ」を「第7条第5項第4号ヌ」に改める。

様式第12号中「第7条第5項第4号チ」を「第7条第5項第4号リ」に改める。

様式第25号の4及び様式第25号の5を次のように改める。

様式第25号の4 (第9条の2関係)

欠 格 要 件 に 係 る 届 出 書

年 月 日

島根県知事 様

住 所

届出者 氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

年 月 日付け第 号で許可を受けた 産業廃棄物処理業 について、
特別管理産業廃棄物処理業

下記事由により届出事項に該当したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の2第3項 において準用する
第14条の5第3項

同法 第7条の2第4項 の規定により届け出ます。
第7条の2第5項

記

該当するに至った欠格要件（該当するものに○を付すこと。）	法第14条第5項第2号（イ・ハ・ニ・ホ）
※欠格要件に該当するに至った具体的事由	
※欠格要件に該当するに至った年月日	年 月 日

- 備考 1 この届出書は、欠格要件に該当するに至った日から2週間以内に（法第7条第5項第4号イに該当するに至ったときは遅滞なく）提出すること。
- 2 各欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。
- 3 法第7条の2第5項の規定により届け出る場合は、欄内※印の項目については記載不要

様式第25号の5（第9条の2関係）

欠 格 要 件 に 係 る 届 出 書

年 月 日

島根県知事 様

住 所

届出者 氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

年 月 日付け第 号で許可を受けた 一般廃棄物処理施設 について、下記事由により届出事項
産業廃棄物処理施設

第 9 条 第 6 項
第 9 条 第 7 項 の
第15条の2の6第3項において準用する同法第9条第6項
第15条の2の6第3項において準用する同法第9条第7項
規定により届け出ます。

記

該当するに至った欠格要件（該当するものに○を付すこと。）	法第7条第5項第4号（イ・ロ・ハ・ニ・ホ・ヘ・ト・リ・ヌ・ル） 法第14条第5項第2号（イ・ハ・ニ・ホ）
※欠格要件に該当するに至った具体的事由	
※欠格要件に該当するに至った年月日	年 月 日
区分（該当するものに○を付すこと。）	一般廃棄物処理施設 ・ 産業廃棄物処理施設
設 種 類	
設 置 場 所	

- 備考 1 この届出書は、欠格要件に該当するに至った日から2週間以内に（法第7条第5項第4号イに該当するに至ったときは遅滞なく）提出すること。
- 2 各欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。
- 3 法第9条第7項（法第15条の2の6第3項において準用する場合を含む。）の規定により届け出る場合は、欄内※印の項目については記載不要

「
様式第35号(2)中

四 塩 化 炭 素		塩 化 ビ ニ ル モ ノ マ ー	
-----------	--	-------------------	--

 を
」

「

四 塩 化 炭 素		ク ロ ロ エ チ レ ン (別 名 塩 化 ビ ニ ル 又 は 塩 化 ビ ニ ル モ ノ マ ー)	
-----------	--	---	--

 に改める。
」

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和元年12月14日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。